

令和5年度 第2回 愛媛県渋滞対策協議会

日 時：令和5年11月2日

(書面開催)

議 事 次 第

1. 議 事

(1) 表彰制度の制定及び令和5年度社会実験における表彰実施について

配布資料

- ・議事次第
- ・令和5年度 第2回 愛媛県渋滞対策協議会の開催について（書面決議）
- ・令和5年度 第2回 愛媛県渋滞対策協議会（議題要旨）
- ・回答書
- ・(資料-1) 愛媛県渋滞対策協議会 規約
- ・(資料-2) 愛媛県渋滞対策協議会 渋滞緩和貢献企業等表彰要項（案）
- ・(資料-3) 一般広報用チラシ

令和5年11月2日

愛媛県渋滞対策協議会 議員各位

愛媛県渋滞対策協議会議長

松山河川国道事務所長 菊地 志郎

(公印省略)

令和5年度 第2回 愛媛県渋滞対策協議会の開催について（書面決議）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から、国土交通行政に関して、多大なるご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、下記事項について本来であれば協議会を開催のうえご審議いただくところでございますが、略儀ながら書面にて諮らせていただきます。

つきましては、下記の議題についてご審議いただき、別添回答書にご記入のうえ、令和5年11月9日（木）までに、ご提出いただきますようお願ひいたします。

記

1. 審議事項

<第1号議題（次第1）>

表彰制度の制定及び令和5年度社会実験における表彰実施について

2. 提出方法

- 回答書の承認・否認欄の該当する方に「○」を付し、記名のうえ、下記事務局までご提出ください。
- 公印省略の場合、電子メールでの送付をもって正式提出としていただいて差し支えありません。

(お問い合わせ先)

愛媛県渋滞対策協議会 事務局

松山河川国道事務所 計画課 課長 森倉
企画係長 唐谷

〒790-8574 松山市土居田町797-2

T E L 089-972-0415

F A X 089-972-8117

E-Mail morikura-r82ac@mlit.go.jp
karatani-r8810@mlit.go.jp

令和 5 年度 第 2 回 愛媛県渋滞対策協議会（議題要旨）

議題 1 表彰制度の制定及び令和 5 年度社会実験における表彰実施について

令和 5 年 8 月開催の令和 5 年度第 1 回愛媛県渋滞対策協議会では、今年度の国道 33 号松山市内における TDM の社会実験の実施について、行政間の連携強化や実施スケジュールをご審議いただきました。

その際、今後の検討を進めることとなりました、表彰制度の制定および令和 5 年 11 月 13 日から実施を予定している社会実験において貢献が高かった企業等への表彰の実施について、お諮りするものです。

表彰制度の要項（案）および今回表彰における基準（案）については、別添の通りです。

回 答 書

令和5年度 第2回愛媛県渋滞対策協議会の議題について回答します。

審議事項	承認する	承認しない	承認しない場合の理由
<u>第1号議題（次第1）</u> ○表彰制度の制定及び 令和5年度社会実験に おける表彰実施について			

※「承認する」、「承認しない」のどちらかに、○をお付けください。

「承認しない」を選択された場合は、その理由もご記入ください。

審議事項に関わらず、ご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

(自由回答欄)

令和5年11月 日

機関・団体名

氏名

愛媛県渋滞対策協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、愛媛県渋滞対策協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、愛媛県における交通渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、施設整備計画及び輸送効率の向上や、交通需要の時間的平準化等の交通マネジメント施策等の計画の策定・推進及びフォローアップを行う。また、災害発生時において被災状況を踏まえた交通マネジメントを行うことを目的とする。

(調整事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討を行う。

- (1) 渋滞箇所とその原因の把握
- (2) 渋滞対策に関する意見調整
- (3) 渋滞箇所の解消に向けた計画及び対策の策定及び公表
- (4) 策定した計画のフォローアップ
- (5) その他

(構 成)

第4条 協議会は、愛媛大学、国土交通省四国地方整備局道路部、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所、国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局、西日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、愛媛県警察本部、愛媛県、松山市、新居浜市及び議長が必要と認める機関の議員により構成する。

(協 議 会)

第5条 1 協議会には議長を置き、議長は国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長とする。
 2 議長は、協議会を総括し、協議会を招集する。
 3 議長に事故等があるときは、議長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
 4 協議会の構成は、別表－1のとおりとする。ただし、必要に応じ議長が指名するものを議員又はオブザーバーとして参加させることができる。

(部 会)

第6条 1 協議会の中に協議会の承認により部会を設けることができる。
 2 部会には、部会長を置き、部会長は松山河川国道事務所長とする。
 3 部会の構成は、別表－2のとおりとする。ただし、必要に応じ部会長が指名するものを部会員として参加させることができる。
 4 部会長は、部会を統括し、部会を招集する。
 5 事務局は、愛媛県土木部道路都市局道路建設課、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所計画課に置く。ただし、必要に応じ部会長が指名するものを事務局として置くことができる。

(事 務 局)

第7条 事務局は、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所計画課、愛媛県

土木部道路建設課に置く。

(細 則)

第8条 この規約に定めるものその他、協議会に必要な事項は、協議会に諮って定めるものとする。

- (附 則) この規約は、平成5年6月23日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成6年8月11日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成9年8月21日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成12年9月6日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成13年7月10日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成21年7月28日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成22年1月 7日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成22年3月24日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成22年11月5日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成24年7月17日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成25年6月24日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成27年3月26日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成28年4月28日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成28年8月31日から施行する。
- (附 則) この規約は、平成29年8月 1日から施行する。
- (附 則) この規約は、令和元年7月29日から施行する。
- (附 則) この規約は、令和2年2月26日から施行する。
- (附 則) この規約は、令和2年8月 7日から施行する。
- (附 則) この規約は、令和3年7月15日から施行する。
- (附 則) この規約は、令和5年8月 2日から施行する。

愛媛県渋滞対策協議会名簿 別表－1

機 関 名	役職名
愛媛大学 大学院理工学研究科	教授
〃	准教授
〃	准教授
国土交通省四国地方整備局	松山河川国道事務所 所長
〃	道路部道路計画課 課長
〃	松山河川国道事務所 副所長（道路）
〃	〃 事業対策官
〃	〃 計画課長
〃	〃 調査課長
〃	〃 道路管理第二課長
〃	大洲河川国道事務所 所長
〃	〃 副所長（道路）
〃	〃 事業対策官
〃	〃 計画課長
〃	〃 道路管理課長
国土交通省四国運輸局	愛媛運輸支局 総務・企画観光部門 首席運輸企画専門官
西日本高速道路（株）	四国支社 企画調整課 課長
〃	四国支社 愛媛高速道路事務所 事務所長
〃	四国支社 愛媛工事事務所 事務所長
本州四国連絡高速道路（株）	しまなみ今治管理センター 所長
愛媛県土木部道路都市局	高速道路推進監
〃	道路建設課長
〃	道路維持課長
〃	都市計画課長
〃	都市整備課長
愛媛県警察本部	交通規制課長
〃	交通管制官
松山市都市整備部	部長
新居浜市建設部	部長

愛媛県渋滞対策協議会部会名簿 別表－2

機関名	役職名
愛媛大学 大学院理工学研究科	教授
〃	准教授
〃	准教授
国土交通省四国地方整備局	松山河川国道事務所 所長
〃	〃 副所長（道路）
〃	〃 事業対策官
〃	〃 計画課長
〃	〃 調査課長
〃	〃 道路管理第二課長
〃	大洲河川国道事務所 所長
〃	〃 副所長（道路）
〃	〃 事業対策官
〃	〃 計画課長
〃	〃 道路管理課長
国土交通省四国運輸局	愛媛運輸支局 総務・企画観光部門 首席運輸企画専門官
愛媛県土木部道路都市局	高速道路推進監
〃	道路建設課長
〃	道路維持課長
〃	都市計画課長
〃	都市整備課長
愛媛県警察本部	交通規制課長
〃	交通管制官
松山市都市整備部	道路河川管理課長
〃	都市・交通計画課長

愛媛県渋滞対策協議会 渋滞緩和貢献企業等表彰要項（案）

（目的）

第1条 この表彰は、愛媛県内の渋滞緩和に取り組み、渋滞緩和やSDGsの推進に顕著な功績があった企業（団体等を含む。）を表彰し、先進事例として広く周知することにより、取組みを促進することを目的とする。

（表彰者）

第2条 表彰者は愛媛県渋滞対策協議会（以下、「協議会」とする。）議長とする。

（表彰の対象）

第3条 表彰の対象は、愛媛県内に本社、本店、支店または事業所等を有し、次の（1）または（2）に該当し、また（3）および（4）に該当する者とする。

- （1） 愛媛県内の渋滞緩和を目的とした社会実験に参加（参加登録書を事前提出し、また参加報告書を事後提出）した者。
- （2） （1）以外の者であって、愛媛県内の渋滞緩和の推進に顕著な功績があったと協議会が認める者。
- （3） 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- （4） 非行等により表彰の趣旨に反すると認められる者でないこと。

（表彰の区分）

第4条 表彰の区分は次によるものとする。

- （1） 大賞
渋滞緩和に向けた取り組みが非常に優秀である者
- （2） 貢献賞
渋滞緩和に向けて取り組み、特に貢献した者
- （3） 創意工夫賞
渋滞緩和に向けた取り組みに特に创意工夫があった者

（被表彰者の決定）

第5条 被表彰者は、社会実験に参加した者または協議会議員から推薦のあった者から協議会が決定する。

（表彰）

第6条 表彰は、協議会が定める時期に実施する。被表彰者には表彰状を授与する。

（表彰の公表）

第7条 被表彰者の名称及び取組は、協議会のホームページ等で公表するものとする。

(表彰の取消し)

第8条 次の（1）または（2）に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

（1）参加登録書および参加報告書に不実の記載があると判明したとき。

（2）非行等により表彰の趣旨に反すると認められたとき。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、協議会で定める。

付則 この要綱は、令和5年1月〇日から施行する。

国道 33 号渋滞緩和に向けた社会実験
参加登録書（案）

連絡先	会社名		
	担当部署		
	担当者名		
	住所		
	電話番号		
	E-mail		
確認 1 貴社の社員で国道 33 号の当該区間を通勤で利用している台数 ※7:00～8:00 の通過を対象とします	台/日		
確認 2 社会実験に参加していただける予定台数	平均	台/日	
確認 3 社会実験へ参加していただける社員に対して、貴社が実施される取り組み ※該当項目にレ点(複数可)	<input type="checkbox"/> 早出分の時間外勤務手当を支給 <hr/> <input type="checkbox"/> 勤務時間前倒し（早く出社した分、定時前に終了） <hr/> <input type="checkbox"/> フレックス制度の適用 <hr/> <input type="checkbox"/> その他 () <hr/> <input type="checkbox"/> 特になし		
社会実験への参加について、ホームページ等での公表可否	<input type="checkbox"/> 公表してもよい	<input type="checkbox"/> 公表しなくてよい	
備考			

(備考)

- 1) 今回の社会実験に参加していただける企業様は、令和 5 年 11 月 10 日(金)までに、参加登録書をインターネットフォーム、メールまたは郵送にて提出してください。
- 2) 社会実験への参加状況（上表の確認 1～3 の回答および社会実験後の参加報告書の回答）によっては愛媛県渋滞対策協議会より表彰状を授与させていただくことがあります。表彰対象は、社会実験前の参加登録書および社会実験後の参加報告書の両方を提出いただいた企業様が対象となります。
- 3) 記入いただいた情報は社会実験の実施および分析、表彰にのみ使用します。

国道 33 号渋滞緩和に向けた社会実験
参加報告書（案）

連絡先	会社名		
	担当部署		
	担当者名		
	住所		
	電話番号		
	E-mail		
確認 1 社会実験への参加者数 (結果) ※遅出出勤・経路変更・ 公共交通利用・テレワー ク等による参加者を含む	11/13 (月)	台/日	
	11/14 (火)	台/日	
	11/15 (水)	台/日	
	11/16 (木)	台/日	
	11/17 (金)	台/日	
	11/20 (月)	台/日	
	11/21 (火)	台/日	
	11/22 (水)	台/日	
	11/23 (木)	(祝日のため、未実施)	
	11/24 (金)	台/日	
備考			

※) 参加者がいなかつた日は「0」、参加台数が不明な日は「-」と記入ください。

(備考)

- 1) 今回の社会実験に参加していただいた企業様は、令和 5 年 12 月 8 日(金)までに、
参加報告書をインターネットフォーム、メールまたは郵送にて提出してください。
- 2) 社会実験への参加状況（社会実験前の参加登録書および上表の確認 1 の回答）によ
っては愛媛県渋滞対策協議会より表彰状を授与させていただくことがあります。
表彰対象は、社会実験前の参加登録書および社会実験後の参加報告書の両方を提
出いただいた企業様が対象となります。
- 3) 記入いただいた情報は社会実験の実施および分析、表彰にのみ使用します。

令和
5年度

松山市内の渋滞緩和に向けた社会実験へのご協力のお願い

出勤時間をずらして交通渋滞を無くそう！ 時差出勤で快適通勤

今年も朝の通勤時間帯の渋滞緩和を目的とした社会実験を実施します。

皆さまのご協力により昨年度は交通が分散し、日によっては渋滞の緩和が見られました。

通勤で国道33号を利用される皆さまは、社会実験への参加をぜひご検討ください。

愛媛県イメージアップキャラクター みきゃん

みんなの参加
待つるけん★

対象区間

国道33号 ※松山市方面向き
(森松交差点 → 天山交差点)

実施期間

2023年

11/13月→24金の平日

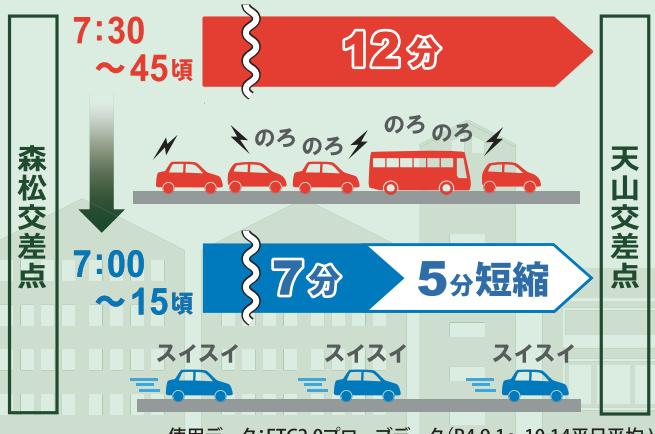
混雑のピークである

**7:15～7:45の通過を避け、
30分ほど早出して渋滞を回避
してみませんか？**



期待される効果

約5分の時間短縮効果が見込めます

＼さらに／
▶▶▶▶▶

渋滞でイライラする時間が有意義な時間に変わる！



SDGsに寄与することで企業のイメージもアップ！



通勤ストレスの軽減により従業員の健康面にも配慮！



松山市内の渋滞緩和で地域の環境問題にも貢献！

スマホからでも！

お問い合わせ 愛媛県渋滞対策協議会

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 計画課
TEL:089-972-0415 FAX:089-972-8117スマートフォン
アクセス社会実験の概要や昨年度の結果を紹介中！
特設サイトよりぜひとも参加登録ください！特設サイト <https://matsuyama-tdm.com/>

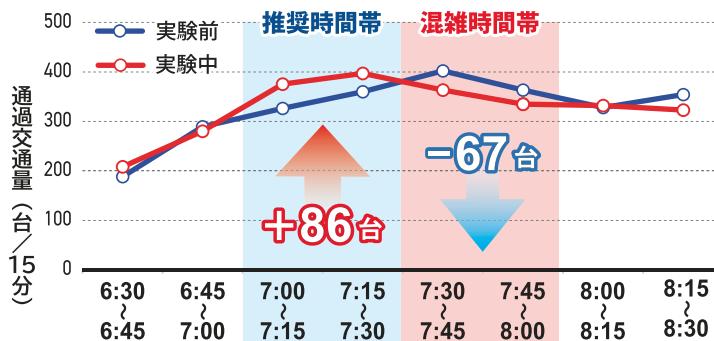
令和4年度の社会実験結果

※昨年度は 7:30 ~ 8:00 の時間帯の交通を 7:00 ~ 7:30 に誘導

- ・ピーク時の交通量が減少したことにより、最長の通過時間が短縮！
- ・半数以上の方が効果を実感されており、継続意向も高い結果でした！



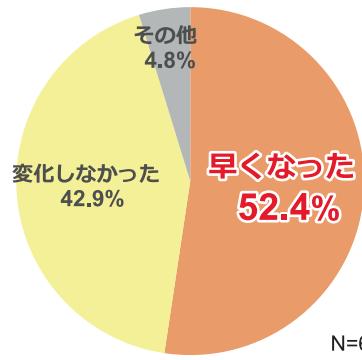
交通量の変化



使用データ: JARTIC交通量(実験前:R4.9.22 実験中:R4.10.26 時間帯:6:30~8:30)
観測地点: 国道33号 松山IC入口交差点付近

移動時間の変化

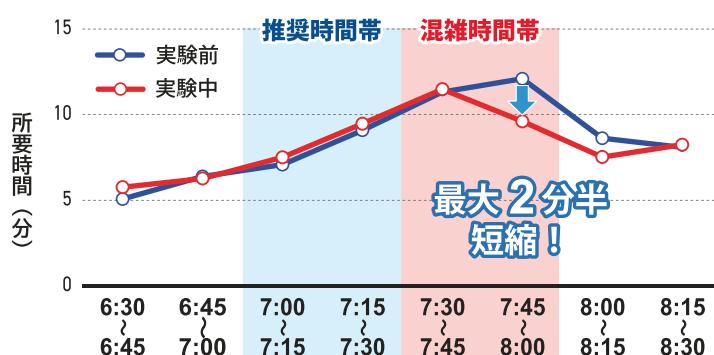
半数以上の方が時間短縮効果を実感



N=62

出典:令和4年度アンケート調査結果

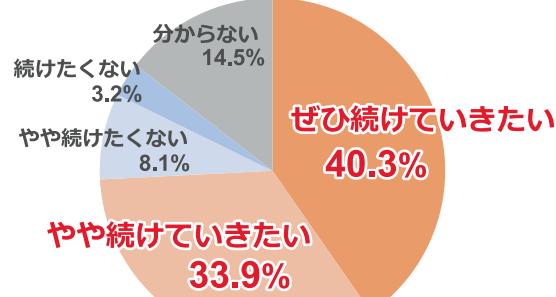
通過時間の変化



使用データ: ETC2.0プローブデータ(実験前:R4.9.22 実験中:R4.10.26 時間帯:6:30~8:30)
観測地点: 国道33号 森松交差点～天山交差点(市内向き)

取組の継続意向

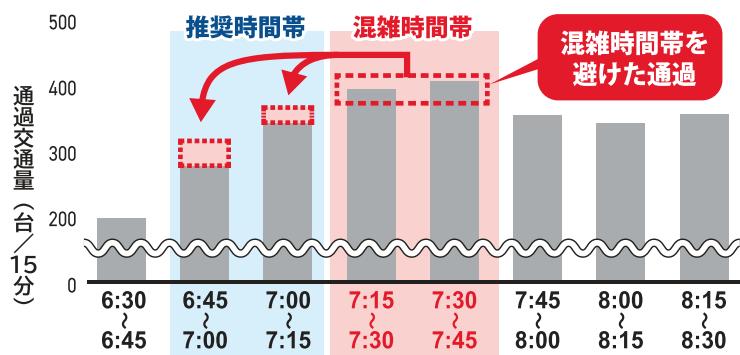
取組の継続意向は高く約7割



N=62

出典:令和4年度アンケート調査結果

令和5年度社会実験 通過時間の変更イメージ



使用データ: JARTIC交通量(R4.9.1~10.14平日平均 時間帯:6:30~8:30)
観測地点: 国道33号 松山IC入口交差点付近

通過時間の変更以外に

手段(バス・バイク・自転車)や経路の変更
その他(テレワークなど)の
方法があります。

みんなで渋滞緩和に
協力して欲しいんよ★



愛媛県イメージアップキャラクター
みきゃん

社会実験への参加を宣言していただいた企業様は、本取組の特設サイトで紹介いたします

掲載要件 参加登録書にて、事前に参加表明を確認できた企業様が対象となります。(掲載可否を確認します)

※出勤時間の変更に限らず、利用経路の変更、テレワークの活用
自転車利用、公共交通機関の利用なども含めます

特設サイト <https://matsuyama-tdm.com/>



お問い合わせ

愛媛県渋滞対策協議会

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 計画課
TEL: 089-972-0415 FAX: 089-972-8117